平成２７年（フ）第５３４０号
大阪府高槻市岡本町57番36号
債務者　岡本　　恵
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６号
愛知県豊川市下長山町堺112番地の２、従前の住所愛知県みよし市莇生町原32番地２　スワローズネスト三好110号
債務者　魚谷　和孝
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９８８号
神奈川県海老名市国分北１丁目14番18号　アイリス・アルファー101号室
債務者　高道ロルデスこと　ガビランデ　タカミチ　マリア　ロルデス
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１６号
横浜市泉区新橋町1111番地３　リュミエールガーデン202号
債務者　二宮　文子（旧姓堂前）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５２号
神奈川県海老名市国分北１丁目21番23―102号
債務者　藍　　史寿
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０８６号
神奈川県海老名市中央１丁目２番７―703号
債務者　水上　純一
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０８９号
横浜市保土ケ谷区岩井町329番地５　プレシャス保土ケ谷103
債務者　和泉　省一
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３１号
神奈川県藤沢市高倉1029番地の11
債務者　佐野　唯史
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６３号
横浜市保土ケ谷区東川島町38番地28　ネオステージ上星川壱番館Ａ102号
債務者　吉川　規代（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７２号
横浜市旭区上白根１丁目13―38、住民票上の住所横浜市港南区日限山３丁目17番24号　綾木テラス101
債務者　渡邊　彩乃
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７９号
横浜市栄区元大橋２丁目１番15号　ロルフナカノＣ―202号
債務者　大橋久美子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
石川県小松市大領町イ229番地２
債務者　西山　祐介
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５２７号
熊本市東区新南部３丁目６番23号　石坂ハイツ201号
破産者　最勝林朱美
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７９８号
愛知県長久手市平池508番地　パークサイド藤ケ丘103号、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎台１丁目1215番地　テラスポニーヒル６
破産者　赤松　榮子
1　破産債権の届出期間　平成28年２月３日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午前11時10分
平成28年１月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２０２号
大阪市福島区大開４丁目１番152号
破産者　株式会社ネムテック
1　破産債権の届出期間　平成28年２月５日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午後２時
平成28年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６５号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目２番７号　ＳＵＮＬＵＫＥＢ棟　101号
破産者　津村　　誠
1　破産債権の届出期間　平成28年２月５日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午後２時30分
平成28年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部